

「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」 を策定しました。（令和6年9月30日改訂）

三重県内では、日照条件に恵まれた良好な地域特性を生かし、太陽光発電施設の導入が進んでいます。しかしながら、自然環境や景観との調和等が地域課題として顕在化してきたことから、太陽光発電施設の適正導入を図るため、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」を平成29年6月30日に策定しました。（令和6年9月30日改訂）

●ガイドラインの適用対象施設

- 設備：太陽光発電施設
 - 設置場所：三重県内（隣接府県にまたがる場合を含む）
 - 施設規模：出力50kW以上（建築物に設置されるものを除く）
- ※標識の掲示については、出力規模に関わらず全ての太陽光発電施設（建築物に設置されるものを除く）を対象としています。
- ※出力50kW未満の施設や「再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法」（以下、「再エネ特措法」）によらない施設についても、本ガイドラインに従うことが望まれます。

●事業概要書の提出

- 事業計画の早い段階で、事業概要書の提出をお願いします。
- 提出先：県担当課及び施設設置を計画している市町担当課（施設が複数市町にまたがる場合、関係する全市町）

●関係法令、条例の遵守

- 必要な措置や手続き等を国、県、市町に確認及び相談し、規定を遵守することが必要です。
- 特に、森林法の林地開発許可、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防三法（砂防法・地すべり等防止法、急傾斜地法）における許可等が必要な場合は、FIT/FIPの認定手続き前に当該許可等を取得し、その許可を受けていることを示す書類を県及び市町に提出してください。

●地域住民とのコミュニケーション

- 事業者は、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めてください。
- 配慮すべき地域住民の範囲や説明会開催、戸別訪問など具体的な対応方法を市町に相談してください。
- 説明会又は事前周知措置を実施した場合は、国に提出している説明会概要報告書の写しを県及び市町に提出してください。

●区域の設定

国のガイドラインの考え方をふまえ、関係法令、条例の規定による許可、届出が必要な区域を基本に、十分な考慮のうえ土地の選定、開発計画の策定が必要な区域を設定しました。

- ・設置するのに適当でない区域
- ・設置するのに十分な検討や調整が必要な区域

※区域指定にかかわらず、地域住民の生活環境に直接影響のある地域では、地域住民の声に十分配慮し、土地の選定、開発計画の策定を行ってください。

●適正な保守点検・維持管理、事業終了時の廃止届の提出

- 国への事業計画認定申請時に提出した保守点検、維持管理に関する実施計画に則り適正な保守点検・維持管理を実施してください。
- 国へ事業の廃止届を行った場合は、速やかに写しを県及び市町に提出してください。

※事業概要書及び廃止届については、電子申請・届出システムによるオンラインでの届出も可能です。

ガイドラインに関する問い合わせ先

三重県 雇用経済部 新産業振興課

電話 059-224-2316 FAX 059-224-2078

E-Mail shinsang@pref.mie.lg.jp

URL <http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0030900035.htm>

